

第一百五十六回

参議院文教科学委員会会議録第八号

(一四二)

平成十五年四月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

泉 信也君
鈴木 寛君

補欠選任

扇 千景君
山根 隆治君

四月十六日

辞任

西銘順志郎君

補欠選任

後藤 博子君

出席者は左のとおり。
委員長 理事大野つや子君
仲道 俊哉君
佐藤 泰介君
林 紀子君
山村 香苗君
岩本 紀子君
江本 孟紀君
神本 美恵子君
山根 隆治君
草川 昭三君
畠野 君枝君
西岡 武夫君
山本 正和君
河村 建夫君
遠山 敦子君
渡海 紀三朗君大野つや子君
仲道 俊哉君
佐藤 泰介君
林 紀子君
山村 香苗君
岩本 紀子君
江本 孟紀君
神本 美恵子君
山根 隆治君
草川 昭三君
畠野 君枝君
西岡 武夫君
山本 正和君
河村 建夫君
遠山 敦子君
渡海 紀三朗君

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、泉信也君及び鈴木寛君が委員を辞任され、その補欠として扇千景君及び山根隆治君が選任されました。

また、昨十六日、西銘順志郎君が委員を辞任され、その補欠として後藤博子君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) 独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案の両案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○國務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提案いたしました独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのつとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されましたところであります。

この二法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合

して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構を、それぞれ設立するためのものであります。

次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めています。

第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができるごとに、その定数を定めています。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。

以上が、この二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

委員

理事

出席者

委員長

理事

出席者

して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構を、それぞれ設立するためのものであります。

次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めています。

第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができるごとに、その定数を定めています。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。

以上が、この二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人日本学生支援機構法案
二、独立行政法人海洋研究開発機構法案

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するため学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交換、留学生派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るために、留学生交換、留学生派遣を行ふことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国

目次

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 役員及び職員(第七条~第十二条)

第三章 業務(第十三条~第十七条)

第四章 財務及び会計(第十八条~第二十四条)

第五章 雜則(第二十五条~第二十八条)

第六章 訽則(第二十九条~第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するため学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交換、留学生派遣を行ふことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国

を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。
文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(長期借入金及び日本学生支援債券)
第十九条 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券(以下「債券」という)を発行することができる。
文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。
第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前
項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に適用する。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する事項)
第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。(償還計画)
第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。
(補助金)
第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する事項)
第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、同法第十四条中「国(会計年度)」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読むに替えるものとする。
第五章 雜則
(財務大臣との協議)
第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
二 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。
三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。
(主務大臣等)
第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百三十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。
この場合において必要な事項は、政令で定め

		第四章 雜則(第十九条—第二十三条)
第五章 罰則(第二十四条—第二十六条)	附則	第六条 機構の資本金は、附則第十一条第一項、第三項及び第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。
第一章 総則	(目的)	第七条 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
第二章 組則	(機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。)	第八条 機構は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出资することができる。
第三章 第一章の表	(定義)	第九条 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出资することができる。
第二章の表	(海	第十条 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
第三章の表	洋に関する科学技術をいう。)	第十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
第四章の表	二 この法律において「基礎的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。	十二条 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。
第五章の表	一 科学技術に関する研究開発であつて、国の人重複して設置することが多額の経費を要するため適当ないと認められる施設及び設備を必要とするもの。	十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。
第六章の表	二 科学技術に関する研究開発であつて、國の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当ないと認められる施設及び設備を必要とするもの。	十四条 通則法第二十九条第一項後段の規定により同一項目に規定する中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。
第七章の表	三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの。	十五条 第二項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。
第八章の表	(印紙税法の一部改正)	十六条 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第九章の表	(名称)	十七条 第二項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十章の表	第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の別表第三の文書名の欄中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第一項第一号の業務」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第二号)第十三条规定する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一号」に改め、同表の作成者の欄中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。	十八条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十一章の表	(機構の目的)	十九条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十二章の表	第四条 独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の発展に資することを目的とする。	二十条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十三章の表	(事務所)	二十一条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十四章の表	第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。	二十二条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十五章の表	(役員)	二十三条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十六章の表	第六条 独立行政法人海洋研究開発機構法	二十四条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十七章の表	第二章 総則(第一条—第九条)	二十五条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十八章の表	第二章 役員及び職員(第十一条—第十六条)	二十六条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。
第十九章の表	第三章 業務等(第十七条—第十八条)	二十七条 第二項ただし書の場合において、通則法第二十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。

間を同様に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて、機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に、機構を退職したものであつて、その退職した日まで研究所の職員として在職したもののとしたならば、国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

なつた研究所の職員であつて、機構の成立の日
の前日において文部科学大臣又はその委任を受
けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七
十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、
第七条第四項又は第八条第四項において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。)の規
定による認定を受けているものが、機構の成立
の日において児童手当又は同法附則第六条第一
項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付
(以下この条において「特例給付等」という。)の
支給要件に該当するときは、その者に対する児
童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構
の成立の日において同法第七条第一項の規定に
よる市町村長(特別区の区長を含む。)の認定が
あつたものとみなす。この場合において、その
認定があつたものとみなされた児童手当又は特
例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附
則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四
項において準用する場合を含む。)の規定にかか
わらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌
月から始める。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員法第十三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合以下この条において「文部科学省共済組合」という。の組合員である同号に規定する職員（同日において研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十二条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法昭和二十四年法律第百七十四号の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

3 いて国が承継する。
前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定に依り労働組合とか、たぐものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし

書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第八条 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち

（国有財産の無償使用）
政令で定めるものは、機構が承継する。

第九条 国は、機構の成立の際現に附則第二条等一号に掲げる職員の住居の用に供されている国す才産であつて政令で定めるものを、政令で它

有財産において政令で定めるものを政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

第十条 センターは、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により國が承継する等)。

る資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於て機関が承継する。

機構の反対の際にはセンターカーが有する機械のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時におこ

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によること。

5 センターの解散については、附則第十五条の規定による廃止前の海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号、附則第十六条において「旧センター法」という。）第三十六条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定めること。

（機構への出資）

第十一条 附則第八条の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額か

ら負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項に規定する財産の価額及び前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し)

第十二条 前条第三項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成

立の日から起算して一月を経過する日までの間

に限り、当該持分の払戻しを請求することがで

きる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

第十三条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に海洋研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、(海洋科学技術センター法の廃止)第十五条 海洋科学技術センター法は、廃止する。(海洋科学技術センター法の廃止に伴う経過措

(罰則に関する経過措置)

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第十四条まで、第十六条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の表海洋科学技術センターの項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

第二第一号の表

三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

第三第一号の表

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第

一 (印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項第三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書

号)第

独立行政法人海洋研究開発
機構

平成十五年四月二十二日印刷

平成十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

A